

1 総則

- 1.1 沖エンジニアリング株式会社(以下、「当社」という。)は、お客様に対しさまざまなサービスを提供している会社です。
- 1.2 この一般条件書(以下、「本書」という。)の条件は、両当事者が書面にて別途合意していない限り、当社がお客様に提供する IEC 規格等に基づく試験サービス(以下、「本サービス」という。)に適用されるものとします。本サービスにおいて、お客様が本書に記載のない条件を希望される場合は、お客様が当社に発行する注文書に当該条件を記載し、当社より発行する注文書において承諾した場合に限って、当該条件は有効に適用されるものとします。当社は、本書の条件を随時変更する権利を有するものとします。本書の条件の変更は、当社によるお客様への書面による通知から 30 日後に発効するものとします。

2 本サービスの提供

- 2.1 当社は、以下の各号に記載する事項に従って本サービスを提供できるよう、相当の注意を払い、適切な技能を用いるとともに、不断の努力を尽くします。
 - (a) 当社が書面にて承諾したお客様からの特別な指示(後述の第 2.2 項を参照)。
 - (b) 公認の技術規格や、取引習慣、商習慣および取引慣行(ただし、お客様と当社にて書面で合意している場合は、合意した条件に従うものとします。)。
 - (c) 当社が、技術的および/または経済的観点から相応しいと判断した方法など。
 - (d) 準拠すべき法令。

- 2.2 当社が本書の条件に基づき提供する本サービスの範囲は、発注書にて定められるものとします。当社は、本サービス提供の際に当社が従うガイドライン及び基準の正確性について、一切責任を負わないものとします。

- 2.3 お客様は、当社が本サービスを提供する上で必要なすべての情報、文書、検査試料、追加部品等を、当社に無償で提供するものとします。お客様が提供した情報等が不正確または不完全であった場合、当社は、お客様が提供した不正確または不完全な情報等に基づく、いかなる不正確な助言、判断、提言、試験結果、決定または行為について、一切責任を負わないものとします。当社は、お客様と合意した本サービスの範囲に含まれない事実または状況について言及または報告する義務を負わず、これらについて一切責任を負わないものとします。

- 2.4 お客様は、当社の提供するサービスにおける報告書(試験データ)を輸出(電子メール添付もしくはサーバーでの共有等含む)及び/又は検査試料の輸出を行う場合、「外国為替および外国貿易法」およびこれらに関連する政省令等を順守してください。それら役務、貨物の輸出に関し、輸出管理法令等により規制されている役務、貨物に該当するか否かについての判定が必要となります。条件により、報告書(試験データ)の提出が不可能になる場合もあります。当社内での判定に関わる情報については当社の依頼によりお客様より提出が必要となります。

- 2.5 当社は、試験、保管または輸送中に検査試料または部品などに損害が発生した場合であっても、当該損害に対して一切責任を負わないものとします。お客様は、提出物すべてについて補償される保険に、自らの費用にて、加入するものとします。お客様は、当社が検査試料および部品などの返却通知を行った場合、4 週間以内に検査試料および部品などをお客様の費用にて引き取るものとします。当社が返却通知を発送した日から 4 週間以内に引き取られなかった検査試料および部品などは、当社の裁量に基づき、お客様の費用負担で破棄されるものとします。当該条件は、申込書内の「試験後の試料の返却」に関するチェックボックスにもチェックが入っていない場合にも適用されます。

3 サービス提供期限および遅延にかかる損害の賠償

- 3.1 当社は、本サービスの日程および適合性検査計画の案をお客様に提示します。当社より提示する日程案および適合性検査計画案は見積りであり、両当事

者が書面にて明示的に合意した場合に限り、両当事者を拘束するものとします。

- 3.2 当社は、本サービスを実施し、お客様に対して本サービスの結果を書面にて報告します。お客様が当該報告の内容を確認したことを以って、本サービスの提供は完了するものとします。なお、お客様から当社に対して、当社からの報告後 7 日以内に何ら通知のない場合は、お客様は、当該報告の内容を確認したものとみなします。

- 3.3 当社に責を帰すべき事由のみにより、当社が、別途合意した本サービスの提供期限の 30 日後までに本サービスを完了できなかった場合、お客様は、約定損害賠償請求権を取得するものとします。約定損害賠償額は、1 週間の遅れにつき注文総額の 1%となり、注文総額の 10%が上限となるものとします。本項に定める以外の損害賠償請求については、第 8 条「責任」に定める条件に従うものとします。

4 安全、衛生および環境

- 4.1 お客様は、本書の条件に基づく本サービスの提供に関連して、提供に伴いまたは提供中に生じるまたは生じる可能性のある、安全、衛生または環境の危険がある場合は、当社にその旨を通知し、本サービスの提供に必要な安全対策を、提供前または提供中に講じなければならないものとします。

- 4.2 当社が当社の拠点以外の現地で作業(オンサイト作業を含む。)を行う場合、お客様は、作業環境を、安全かつ関連する法令に準ずる環境にするように努め、完全に取り除けない危険性がある場合には、許容可能な水準まで低減するためにあらゆる適切な安全対策を講じるものとします。

5 変更依頼

- 5.1 お客様は、追加作業を依頼することができます。お客様が本サービスの変更(追加作業を含む。)を希望する場合、お客様は、変更内容が明記された書面(以下、「変更依頼書」という。)にて当社に依頼するものとし、当社が合意した場合、当社は、変更した内容にて本サービスを提供するものとします。

- 5.2 変更依頼書に基づく作業は、変更内容、代金および変更後の日程について、両当事者が合意するまで実施されないものとします。

6 期間および終了

- 6.1 本書は、両当事者のいずれかが 30 日前までに書面にて終了を通知しない限り、有効に存続するものとします。

- 6.2 お客様は、注文を取り消す場合、当社にて実施済みの作業に対する対価、当該作業に関連して当社が負担した費用、および当社規定のキャンセル料が該当する場合はその費用を当社に支払うものとします。

- 6.3 お客様が、本書の条件に基づく義務の重大な違反を犯した場合、破産した場合、または清算手続を開始した場合、当社は、即時に、注文および本書を解約することができるものとします。この場合、お客様は当社に対して、当該違反および解約に伴い当社に生じた損害を支払うものとします。お客様が、当社と合意した取引条件による支払期限から 30 日が経過しても支払いを行わない行為は、重大な違反としてみなすものとします。

7 保証

- 7.1 当社は、第 2 条に従い明示的に委託された本サービスをお客様に提供することを保証するものとします。

- 7.2 当社が前項に定める保証に違反した場合に、お客様が当社に対して初めに請求できるのは、当社による未実施の本サービスを合理的な期限までに完了する補償措置の実施に限られるものとします。当社が合理的な期限までに当該補償措置を実施できなかった場合(例:当社が、実施不可能だった、実施を不当に拒んだ、または不当に遅らせた場合など)、お客様は、支払代金を減額するまたは注文を取り消すことができるものとします。

- 7.3 お客様は、本条に定める当社の保証違反に基づく請求権の根拠となる事実を知ったとき、または知ることができたときから 30 日以内に当社に対し請求しな

かった場合、本条に定める請求権を失うものとします。

- 7.4 本条に定めるお客様の請求権は、本サービスの提供から 1 年を経過後、消滅するものとします。

8 責任および賠償

- 8.1 当社に故意または重過失の作為もしくは不作為がある場合を除き、当社、当社の関係会社および下請業者、ならびに各社の代理人および従業員は、本サービスの提供に起因または関連して、お客様に生ずるいかなる間接的な損失、損害および請求について、一切責任を負わないものとします。

- 8.2 当社が負う責任は、いかなる場合でも、本サービスの提供の対価としてお客様から支払われた代金の 2 倍の金額を超えないものとします。当社の不履行に基づくお客様による請求は、本サービスの提供完了後 1 年以内に限りなされるものとします。

- 8.3 お客様は、注文に際し当社に対して賠償する可能性のある損失または損害が補償範囲に含まれる適切な保険(客観的に信頼性の高い保険会社の保険)を、お客様の費用にて、加入し継続するものとします。お客様は、当社による損害賠償請求よりも前に、保険を補償限度額まで使用するものとします。

- 8.4 第三者が、お客様に提供した本サービスに関連して生じた損失、損害または費用(その種類および責任原因を問わない。)について、請求、訴訟または責任追及を当社に対して行った場合、お客様は、当社に対して、当該第三者による請求、訴訟または責任追及について、保証し、免責および補償するものとします。

9 不可抗力

- 9.1 当社が制御できない事由(当社が防止する措置が合理的にないまたは当社が予知する根拠が合理的にない事由であって、戦争、天災、火災、爆発、労働紛争およびその他典型的な不可抗力事由を含む)が、これらに限らない。)によって、当社が本サービスの提供を遅滞したまたは履行できなかった場合、当社は当該遅滞または不履行について、一切の責任を負わないものとします。

- 9.2 不可抗力事由を含む当社が制御できない事由により当社が、本サービスを提供または完了できない場合、お客様は、以下の各号を遵守することに同意するものとします。

- (a) 当社が実際に負担したあらゆる費用を償還すること。

- (b) 実際に提供された本サービスに対する対価を支払うこと、および本サービスの全部または一部の未提供について、当社に対し、いかなる責任も求めないこと。

10 委託および譲渡

- 10.1 当社は、注文に基づく義務の履行の全部または一部を、他の適格な請負業者に移転、譲渡または委託する権利を有するものとします。

- 10.2 お客様は、当社から書面による事前承諾を得た場合に限り、注文に基づく自らの権利を移転または譲渡できるものとします。

11 外国での作業

- 11.1 当社がお客様より、日本国外での業務の注文を受けた場合、当社は、お客様に通知したうえで、お客様に代わり、該当国に拠点のある適切な他社に当該業務を移送することができるものとします。移送を受けた企業は、受注した全ての事項(お客様への直接のサービス提供および報告を含む。)について、お客様に対して全ての責任を負うものとします。

- 11.2 当社が、前項に基づき、お客様に代わり、注文を移送する条件として、両当事者は、当社はお客様の代理として活動するものであり、移送を受けた企業が提供するサービスについて、当社は、一切責任を負わないことに合意するものとします。本書の条件は、お客様と移送を受けた企業との間の合意として適用されるものとします。

12 価格および支払い

- 12.1 両当事者が、価格または他の算定根拠について合意していない限り、お客様は、いかなる場合でも、当社が定めている最新の価格に基づいて本サービスの代金(以下、「本サービス代金」という。)を支払うものとします。本サービス代金には、税金は含まれておらず、別途、適用される法令にて定められる消費税、付加価値税(VAT)および/または他の税金が賦課されるものとします。
- 12.2 当社が本サービスを提供するために特殊な機器を賃借しなければならない場合、当社は、別途その追加料金をお客様に請求できるものとします。
- 12.3 お客様は、当社に対する支払いを、当社と合意した支払条件に従って行うものとします。当社は、お客様に対し、本サービス代金の前払いを要求できるものとします。
- 12.4 お客様が、支払期日までに当社に本サービス代金を支払わなかった場合、当社は、行使できる他の権利または救済請求権に影響を与えることなく、以下の各号に定める内容を行えるものとします。
- (a) 未払金に、本来の支払期日から、未払金が発生した日までの日数に応じ、月利1.5%の1か月複利計算で算出した利息を付加すること。
- (b) 未払金の全額が支払われるまで、すべてのサービスを停止すること。当社が前述のサービス停止措置を講じた場合、お客様は、サービス停止日より前に当社から提供されたすべてのサービスに相当する対価に加え、あらゆる利息と、当該停止措置に伴い当社が負担した費用を支払うものとします。また、お客様は、当社が未払金の回収のために要したすべての費用(合理的な弁護士費用を含む。)を当社に賠償するものとします。
- 12.5 お客様が、当社より発行された請求書に異議がある場合は、請求書を受領した日から14日以内に書面に当社に通知するものとします。請求書を受領した日から14日より後(15日以降)に申し立てられたお客様の異議は認められないものとします。お客様には、当社に対する債務と債権を相殺する権利はないものとします。
- 13 秘密保持**
- 13.1 両当事者は、相手方から提供された情報を秘密情報として取扱い、本サービスを遂行する目的のみに使用するものとします。当社は、本サービスを提供する上で、重要または必要であり、お客様より精読するために提供されたすべての文書を複製し、保管することができるものとします。
- 13.2 相手方から受領した秘密情報が、下記の各号のいずれかに該当する場合でない限り、両当事者は、自らの役員、従業員、代理人、下請業者の役員若しくは従業員または親会社の役員もしくは従業員のうち、当該情報を知る必要のある者に対してのみ、当該情報へアクセスさせることができるものとし、相手方から書面による事前の承諾を得ることなく、当該情報のすべてまたは一部を第三者に譲渡、公開、開示または提供をすることはできないものとします。
- (a) 相手方より開示を受ける前から知っていた情報
- (b) 開示の時点ですでに公知となっている情報
- (c) 開示の後、秘密情報を受領した当事者の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (d) 開示の後、秘密情報を受領した当事者が正当な権原を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- (e) 開示された秘密情報によらず秘密情報を受領した当事者が自ら独自に開発した情報
- (f) 公的機関により、法令に基づいて開示が要求された情報
- 13.3 本条に定める秘密保持に関する条件は、両当事者の別段の書面による合意がある場合を除き、本サービスの提供に関連して開示される秘密情報に適用

され、本サービスの提供完了および本書の終了にかかわらず、有効に存続するものとします。

14 個人情報

- 14.1 提供されたお客様の個人情報に関して、当社は本目的の範囲内でのみ使用し、本目的の範囲を超える複製、複製、改変が必要などときは、事前にお客様から文書による承認を受けるものとします。なお、個人情報の複製物等についても個人情報として本条が適用されるものとします。ただし、当社のサービス向上に向けて、各種の案内、情報提供、情報収集やアンケート実施にお客様の個人情報を利用できるものとします。
- 15 反社会的勢力の排除**
- 15.1 両当事者は、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下に同じ。)であることが判明した場合には、本サービスの全部又は一部を何らの催告なしに、ただちに解除することができるものとします。
- 15.2 両当事者は、相手方が反社会的勢力と次の各号の一つに該当する関係を有することが判明した場合には、本サービスの全部又は一部を何らの催告なしに、ただちに解除することができるものとします。

- (a) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (b) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (c) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (d) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (e) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 15.3 両当事者は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一つに該当する行為をした場合には、本サービスの全部又は一部を何らの催告なしに、ただちに解除することができるものとします。

- (a) 暴力的な要求行為
- (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (c) 本サービスに関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (d) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (e) その他前各号に準ずる行為

- 15.4 両当事者が、本条各項の規定により本サービスの全部又は一部を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

16 知的財産権

- 16.1 本サービスの提供の過程で、著作権法上保護の対象となる、専門家の意見、検査結果、各種計算結果およびこれらに類似するもの(以下、「本著作物」という。)が生じた場合、当社は、これらが本サービスの基本的な目的を達成するのに必要な範囲で、譲渡不能な、本著作物を使用する権(以下、「使用権」という)をお客様に許諾するものとします。
- 16.2 前項に従って許諾された本著作物の使用権には、本著作物を使用する権利以外の如何なる権利も含まれないものとします。お客様は、本著作物を、改変(例:処理など)及び自らの業務外で使用することはできないものとします。

- 16.3 お客様の会社にて支配権の変更が生じた場合、お客様に許諾される権利について定めている第16.1項の条件は、当社が書面にて事前承諾した場合に限り適用されるものとします。本項において、支配権の変更とは、お客様の資産のすべてまたは実質的にすべてが(単一の取引か、一連の複数の取引において)売却、リース、交換または譲渡されることをいうものとします。

17 可溶性

- 17.1 本書のいずれかの条項またはその一部分が、適用される法令に基づき、履行不能なものとみなされた場合、当該条項またはその一部分は、範囲内で無効とみなされ、他の条項は、無効となった条項またはその一部分が存在しなかった場合と同様の効果を有するものとします。

18 紛争および準拠法

- 18.1 本書の条件は、両当事者が作成したものとして解釈され、いずれかの当事者に対して不利な解釈はなされないものとします。
- 18.2 本書の条件は、抵触法の原則にかかわらず、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとします。本書の条件に起因してまたは関連して生じた、当事者間の紛争で、友好的な交渉によって解決できない紛争は、第一審を東京地方裁判所の専属的管轄権に服することに両当事者は合意するものとします。